

大和市告示第52号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(4) 都市部における保育所等への賃借料支援事業費

別表第1備考の欄を削り、同表保育所等における業務集約化推進事業費の項の次に次のように加える。

サテライト型小規模保育事業費	民間保育所、認定こども園及び幼稚園	国保育対策要綱3(21)に掲げるサテライト型小規模保育事業を実施するために必要な経費（国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）	国保育対策要綱別表に規定する基準額とする。ただし、常態的に土曜日を閉所している、又は大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）に規定する休日（土曜日を除く。）以外に連続して7日以内の長期休業を設定している場合は、国保育対策要綱別表に規定する基準額を2で除して得た額とし、連続して8日以上長期休業を設定している場合は、補助金を交付しないものとする。
----------------	-------------------	--	--

別表第1保育所等事故防止推進事業費の項を次のように改める。

保育所等事故防止推進事業費	民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園	平成29年度繰越分国保育対策要綱3(3)に掲げる保育所等事故防止推進事業を実施するために必要な経費（平成29年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）	平成29年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する基準額
		平成30年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修	平成30

<p>(幼保連携型認定こども園に限る。)及び家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)</p>	<p>費等支援事業、保育士修学資金貸付等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)及び保育所等における事故防止推進事業分)の国庫補助について(平成31年2月22日付け厚生労働省発子0222第2号厚生労働事務次官通知)別紙平成30年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育士修学資金貸付等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)及び保育所等における事故防止推進事業分)交付要綱(以下「平成30年度補正分国保育対策要綱」という。)3(4)に掲げる保育所等における事故防止推進事業を実施するために必要な経費(平成30年度補正分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)</p>	<p>年度補正分国保育対策要綱別表に規定する基準額</p>
---	---	-------------------------------

別表第1 地域型保育事業連携対策緊急支援事業費の項を削り、同表保育体制強化事業費の項中

<p>保育体制強化事業費</p>	<p>民間保育所</p>	<p>県保育対策要綱第2条第3号に掲げる保育体制強化事業を実施するために必要な経費(県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)</p>	<p>を</p>
<p>保育体制強化事業費</p>	<p>民間保育所及び認定こども園(幼保連携型認定こども園に限る。)</p>	<p>県保育対策要綱第2条第3号に掲げる保育体制強化事業を実施するために必要な経費(県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)</p>	
<p>都市部における保育所等への賃借料支援事業費</p>	<p>民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)</p>	<p>県保育対策要綱第2条第8号に掲げる都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な経費(県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)</p>	

に改め、別表第1 休日保育事業費の項補助基準額の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 要配慮児童を保育する保育士分 11,300円に休日保育を実施する日に在籍する保育士等（休日保育を利用する児童（障がい児等の保育上特段の配慮又は支援が必要と市長が認める児童（以下「要配慮児童」という。）の保育を実施するために雇用したと市長が認める者に限る。）の数（保育の実施単位ごとに3人につき保育士等1人の割合（市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合）で算定した数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。））を乗じて得た額
- (2) ローテーション保育士及び申込受付分 11,300円にローテーション保育士（シフト制の勤務において、シフトの関係上、休日に勤務する保育士をいう。）が休日保育を実施する日数を乗じて得た額に、当月の休日保育利用申込み初回において、利用申込みを受け付ける保育士等の雇用経費として11,300円を加算した額
- (3) 保育士配置増員分 11,300円に休日保育を実施する日に在籍する国基準保育士等数（当該国基準保育士等数を3人以上配置した場合における3人目以降の国基準保育士等数に限る。）を乗じて得た額
- (4) 連休分 11,300円に休日保育を3日以上連続して実施する日に在籍する保育士等の数を乗じて得た額

別表第1 支援保育事業費の項中「の保育」を「に対する適切な支援」に、「と市長が認める3歳児から5歳児までの数から要配慮児童の数を差し引いた数」を「とされる児童に対して適切な支援がされていることを市長が認める3歳以上児（要配慮児童は除く。以下「支援児童」という。）の数」に改め、「額」の次に「とする。」を加え、同項補助基準額の欄中次のただし書を加える。

ただし、保育士等（要配慮児童の保育を実施するために雇用したと市長が認める者に限る。）が保育の実施単位ごとに3人につき保育士等1人の割合（市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合）で保育を実施している場合において、要配慮児童の他に支援児童を保育している場合は、当該支援児童の数に12,000円を乗じて得た額とする。

別表第1 備考に次の1項を加える。

- 3 この表において、補助基準額の算定は、保育士宿舍借り上げ支援事業費の項から保育士加配事業費、民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の項までは、当該年度の運営状況に基づいて行うものとし、保育士加配事業費、民間保育所及び認定こども園の項から支援保育事業費の項までは、各月の初日における運営状況に基づいて行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1保育所等事故防止推進事業費の項の改正規定は平成31年2月7日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の行為は、新要綱の相当規定によってしたものとみなす。